京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月２日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第　２８　号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第５条市民税室の項第３号中「個人の市民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税」を「市税」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、支所の所管に属するものを除く。

第５条市民税室の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。

第５条納税室の項第１１号中「及び閲覧」を削る。

第６条第３号中「市税」を「軽自動車税」に改め、同号ただし書を削り、同条第４号を削り、同条第５号中「及び閲覧」を削り、同号を同条第４号とし、同条第６号を同条第５号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（行財政局人事部人事課）